

改正

昭和39年4月1日教委規則第1号
昭和46年4月8日教委規則第4号
昭和46年5月1日教委規則第7号
昭和49年3月29日教委規則第3号
昭和52年4月1日教委規則第6号
昭和58年11月28日教委規則第12号
昭和63年3月1日教委規則第2号
昭和63年4月1日教委規則第4号
平成元年3月7日教委規則第3号
平成5年4月17日教委規則第10号
平成5年11月5日教委規則第23号
平成7年2月21日教委規則第4号
平成14年12月30日教委規則第15号
平成19年3月22日教委規則第12号
平成20年2月26日教委規則第9号

千歳市立公民館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、千歳市立公民館条例（昭和39年条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の招集)

第2条 千歳市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）は、委員長が招集する。

(審議会の議事)

第3条 審議会の会議は、委員長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、千歳公民館担当課において行う。

(使用期間の制限)

第5条 公民館は、同一の利用者が引き続き5日を超えて使用することはできない。ただし、教育委員会が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和37年11月1日から適用する。

附 則 (昭和39年4月1日教委規則第1号)

この規則は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則 (昭和46年4月8日教委規則第4号)

この規則は、昭和46年4月10日から施行する。

附 則 (昭和46年5月1日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年3月29日教委規則第3号)

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和52年4月1日教委規則第6号)

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年11月28日教委規則第12号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和58年12月1日から施行する。

附 則 (昭和63年3月1日教委規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の千歳市立公民館条例施行規則(中略)の規定は、この規則施行の日以後の使用許可にかかる使用について適用し、同日前に使用を許可した使用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和63年4月1日教委規則第4号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年3月7日教委規則第3号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年4月17日教委規則第10号)

(施行期日)

この規則は、平成5年6月1日から施行する。

附 則 (平成5年11月5日教委規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年2月21日教委規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の千歳市立公民館条例施行規則第7条第2項の規定は、この規則の施行日以後の使用許可について適用し、同日前に使用を許可した使用については、なお従前の例による。

附 則 (平成14年12月30日教委規則第15号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年1月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月22日教委規則第12号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年2月26日教委規則第9号)

この規則は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。